

記入例

会社経営者・自営の方用

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

住所	杉並区荻窪99丁目9番地9号
氏名	杉並 太郎

就労状況申告書

私の就労状況について、下記のとおり申告します。

記

勤務先 事業所名 (屋号)	△△治療院					
所在地	<input type="checkbox"/> 自宅内 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅外(住所 杉並区阿佐谷△-△△-△)		電話	03(◆◆◆◆)△△△△		
事業所の 営業時間	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分					
職種又は 業務内容	鍼灸師 (就労開始日 平成20 年 10 月 1 日)					
勤務日数	週 6 日 (4週で 日)		休日	水曜日・ 曜日		
勤務日の 内訳と 勤務時間 *勤務曜日に をつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 月 8時 30分 から 17時 30分 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 火 8時 30分 から 17時 30分 まで	<input type="checkbox"/> 水 時 分 から 時 分 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 木 8時 30分 から 17時 30分 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 金 8時 30分 から 17時 30分 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 土 8時 30分 から 17時 30分 まで
土曜日の 勤務状況	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 指定土曜日出勤 <input type="checkbox"/> 第1 <input type="checkbox"/> 第2 <input type="checkbox"/> 第3 <input type="checkbox"/> 第4 <input type="checkbox"/> 第5 <input type="checkbox"/> その他()					
備考 (不規則 勤務形態等)	事前予約が入れば午後9時まで診療あり。その場合は9時30分まで勤務。					

- ※ 不規則勤務の場合は、裏面の「*不規則勤務の場合」を参照してください。
- ※ 就労等実績申出書(直近1か月分又は3か月分)と、仕事内容がわかる証明書等を添付してください。
- ※ 記入したものを訂正する場合には、二重線(=)で訂正してください。修正液等の使用は不可です。
- ※ この申告書の内容について問い合わせをする場合があります。
- ※ この申告書は学童クラブ入会審査における基礎資料となりますので正確な内容のご記入をお願いします。

勤務場所が自宅外の場合 *裏面の「6 通勤時間・通勤経路」をお読みうえ、ご記入ください。

上記に要する 通勤時間	片道 0 時間 20 分	通勤経路
		自宅 ^{徒歩} → 荻窪駅 ^{丸ノ内線} → 南阿佐ヶ谷駅 ^{徒歩} → 職場
		10分 5分 5分

就労状況申告書の記入上の注意（会社経営者・自営・個人事業主の方へ）

1 所在地

「自宅内」とは、居宅の他、同一敷地または隣接敷地の建物内を含みます。
自宅内・自宅外両方で就労している場合は、両方に✓をつけ、記入してください。

2 勤務日数

1週間の平均勤務日数を記入してください。
なお、週の平均勤務日数が算出できない場合は、4週間の全勤務日数を記入してください。

3 勤務日の内訳と勤務時間

勤務している曜日に✓をつけ、それぞれの日の勤務時間を記入してください。

*不規則勤務の場合

不規則勤務とは出勤する曜日や勤務時間が定まっていない場合を言います。3欄は、直近過去3か月の実績から、1週間又は1か月における平均の勤務日数を割り出し、その日数になるように、勤務の多い曜日に✓をし、その曜日に多く勤務した時間を記入してください。5欄に、シフト等を具体的に記入してください。
算出や記載が難しい場合には、直近過去3か月分のタイムカードやシフト表等（月日と勤務時間が記載されているもの）を別に添付した上で、5欄には「添付資料参照」と記載してください。

4 恒常的な時間外勤務

恒常的な残業がある場合は、この欄に、その頻度や時間等を記入してください。
（例：「毎日、1時間程度の残業あり」「月水金は20時まで残業あり」など。）

5 備考

シフト勤務の場合は、その実態等を具体的に記入していただくか「添付資料参照」と記載し、シフト表等を添付してください。

6 通勤時間・通勤経路

通勤経路とは、自宅と職場との間の通勤に要する時間であり、自宅と職場の直行経路による時間です。

保育園の送迎や買い物を含めることはできません。

通勤方法（徒歩等）や使用路線名を書いてください。

・徒歩、自転車、自家用車やオートバイ使用の場合は、直線距離を算出し、以下により所要時間を計算してください。

- ①徒歩の場合は、直線1kmにつき20分（時速4km）とします。
- ②自転車の場合は、直線1kmにつき10分（時速7km）とします。
- ③自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分（時速15km）とします。

・公共交通機関（電車・バス）利用時間は、区の基準（時刻表に準拠）による時間計算により、所要時間を算出してください。

以上に従い、区では通期時間を再計算させていただく場合があります。

※添付の証明書について

ご自分が就労の証明者になる場合には、この「就労状況申告書」と、「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、例えば、下表のような、**事業主の名前・開設している所在地などが明記された証明書の写し**と、**仕事の内容や時間などがわかるもの**が両方必要になります。

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開業している	・保健所等が発行している飲食店営業許可の写し ・営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開業している	・保健所等が発行している確認証の写し ・営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	・保健所等が発行している開設届の写し ・診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	・営業許可証の写し ・会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開業している	・教室の案内書など ・生徒からの申込書・契約書など（複数組み合わせ）
事業・仕事を個人で請け負っている	・契約の写し ・受注票など
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究家など	・契約の写し ・執筆した書籍・記事などで署名が付記されているものなど
フリーの技術者	・契約の写し ・シフト表など
Webデザイナー	・受注票など ・HPの場合は、個人の住所・名前が明記されているもの（複数組み合わせ）

* ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

杉並区役所 児童青少年課 児童館運営係 Tel 03(3393)4760